五　前各号に掲げる者のほか、第二条各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能の一部を有する者として経済産業大臣が定める者　経済産業大臣が定める科目

3　法第九条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。

4　機構が支援士試験事務を行う支援士試験の免除を受けようとする者は、機構が定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（試験の回数等）

第四条　［略］

2　経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあっては、機構。）は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（受験手数料等の納付）

第十四条　法第十三条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあっては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　［略］

（登録事項等）

第十七条　［略］

一　［略］

二　支援士試験に合格した年月日（支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、第一条各号に定める者にあっては、支援士となる資格を取得した年月日）

2　［略］

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二条　法第二十一条に規定する手数料は、国に納付する場合にあっては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2・3　［略］

（情報処理技術者試験の一部免除）

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

一　支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

五　その他経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有する者と認定する者　経済産業大臣が定める科目について行う試験

［新設］

［新設］

（試験の回数等）

第四条　［略］

2　経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行う場合にあっては、機構。）は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（受験手数料等の納付）

第十四条　法第十三条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあっては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあっては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　［略］

（登録事項等）

第十七条　［略］

一　［略］

二　支援士試験に合格した年月日

2　［略］

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二条　法第二十一条に規定する手数料は、国に納付する場合にあっては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、機構に納付する場合にあっては登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2・3　［略］

（試験の免除等）

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一　支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）　情報処理システムに係る業務に関する共通的知識について行う試験